

# 名古屋港管理組合公報

平成26年 4月 1日  
(火曜日)  
第 534 号

目次	
○職員定数条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則	1
○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
○名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	2
○平成24年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	19
○平成24年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	19
○平成26年度名古屋港管理組合予算の要領	20
○平成25年度名古屋港管理組合補正予算の要領	26
○港湾施設の使用再開	28
○港湾施設の廃止	28
○利用料金の額の承認	29
○臨港緑地の変更	36
○課の組織の分掌事務規程の一部改正	38
○被服貸与規程の一部改正	38
○田宮正道ほか	39
○名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程	39

## 条 例

職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。  
平成二十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

**名古屋港管理組合条例第五号**  
職員定数条例の一部を改正する条例  
職員定数条例（昭和二十六年名古屋港管理組合条例第十一号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「六〇六人」を「五七六六人」に改め、同条中「六二五人」を「五九五人」に改める。

**附 則**  
この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

**名古屋港管理組合規則第三号**  
名古屋港管理組合事務部局組織規則の一部を改正する規則  
名古屋港管理組合事務部局組織規則（平成八年名古屋港管理組合規則第十一号）の一部を次のように改正する。  
第八条第二十三号中「所属船舶の管理」を「港務艇の運航管理」に改める。  
第十七条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。  
四 所属船舶の管理に関する事（総務部総務課の主管に属することを除く。）

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

---

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

**名古屋港管理組合規則第四号**

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三項第四号中「せん孔、タイプ、電話交換、電信等の」を「電子計算機への入力を反復して行う」に、「手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしょう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群」を「後頭部、けい部、肩甲骨、上腕、前腕又は手指の運動器障害」に改め、同表第四項第三号中「うるし」の下に「、テレピン油」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第一第六項第一号中「の業務」の下に「、介護の業務」を加え、同表第七項第一号から第四号までの規定中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同項中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同項第十号中「骨肉しゅ又は甲状腺がん」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫又は肝細胞がん」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 一・二―ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

十二 ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第一第七項中第八号を第九号とし、同項第七号中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

別表第一中第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突然死を含む）、心室細動等の重症の不整脈、肺塞栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

9 人の生命に関わる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第五号

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則（昭和二十九年名古屋港管理組合規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 減価償却（第六十四条・第六十五条）」を「第四節 減価償却（第六十四条・第六十五条）」に、「第七章の二 引当金（第六十五条の二）」に、「第七章の三 報告セグメント（第六十五条の三）」に、「第七十条」を「第六十九条の二」に改める。

第五十二条各号を次のように改める。

- 一 有形固定資産
  - イ 土地
  - ロ 建物及び附属設備
  - ハ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
  - ニ 機械及び装置並びにその他の附属設備
  - ホ 船舶
  - ヘ 自動車その他の陸上運搬具
  - ト 工具、器具及び備品（耐用年数が一年以上で、かつ、取得価格が十万円以上のものに限る。）
  - チ リース資産（本組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからトまでに掲げるものである場合に限る。）
  - リ 建設仮勘定（ロからトまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
  - ス イからリまでに掲げるもののほか、有形資産であつて有形固定資産に属する資産とすべきもの
- 二 無形固定資産
  - イ 水利権
  - ロ 借地権
  - ハ 地上権
  - ニ 施設利用権
  - ホ リース資産（本組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がロからニまでに掲げるものである場合に限る。）
  - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、無形資産であつて無形固定資産に属する資産とすべきもの
- 三 投資その他の資産

- イ 投資有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）
- ロ 出資金
- ハ 長期貸付金
- ニ 基金
- ホ 長期前払消費税
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、固定資産であつて投資その他の資産に属する資産とすべきもの
- ト 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第五十三条中「の各号」を削り、同条第二号中「または」を「又は」に改め、同条第三号中「前条第二号の固定資産または第二号」を「譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前二号」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第六十四条中「行なうものとする」を「行うものとし、その記帳方法は、有形固定資産にあつては間接法により、無形固定資産にあつては直接法によるものとする」に改める。

第六十五条中「残存価額」を「当該資産の帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額」に、「第八条第三項」を「第十五条第三項」に、「行なおう」を「行おう」に改める。

第七章の次に次の二章を加える。

**第七章の二 引当金**

（退職給付引当金の計上方法）

**第六十五条の二 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額を、施設運営事業又は埋立事業の業務に従事する職員の人数に応じて配分する方法をいう。）によるものとする。**

**第七章の三 報告セグメント**

（報告セグメントの区分等）

**第六十五条の三 報告セグメントは、施設運営事業の上屋、貯木場及び荷役機械の各施設に区分するものとする。**

2 前項の規定により区分した各報告セグメントに共通する経費等があるときは、当該経費等を合理的な基準により各報告セグメントに配分するものとする。

第六十七条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「の各号」を削り、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、第三号及び第四号を削り、第五号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

- 三 繰延収益の償却
- 四 資産の評価
- 五 引当金の計上

第六十九条第一項中「の各号」を削り、「作成して」を「作成し、証書類を添えて」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七号に掲げる書類の作成は、間接法によるものとする。

第六十九条第一項第四号中「または」を「又は」に改め、同項第五号中「または欠損金処理計画書」を「又は欠損金処理計算書」に改め、同項に次の六号を加える。

- 六 事業報告書
- 七 キャッシュ・フロー計算書
- 八 収益費用明細書
- 九 固定資産明細書
- 十 企業債明細書
- 十一 継続費精算報告書

第六十九条第二項を削る。

第九章中第七十条の前に次の一条を加える。

（予算に関する説明書）

**第六十九条の二 予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。**

別表を次のように改める。

**別表（第13条関係）**

施設運営事業会計勘定科目表

収益

款	項	目	節
施設運営事業収益	営業収益	上屋収益	上屋収益 電気施設収益 上屋附属詰所収益 その他上屋収益
		貯木場収益	貯木場収益

	営業外収益	荷役機械収益 その他営業収益 受取利息及び配当金  他会計補助金 補助金 長期前受金戻入 雑収益	その他貯木場収益 荷役機械収益 その他荷役機械収益 その他営業収益  預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 配当金  他会計補助金 補助金 長期前受金戻入  有価証券売却収益 不用品売却収益 その他雑収益
	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益

## 費用

款	項	目	節
施設運営事業費用	営業費用	上屋運営費	給料 手当等 賞与等引当金繰入額 賃金 法定福利費 備消耗品費 材料費 厚生福利費 旅費 被服費 光熱水費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 保険料 賃借料 通信運搬費 手数料 委託料 負担金 公課費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額

		<p>貯木場運営費</p>	<p>雑費          給料          手当等          賞与等引当金繰入額          賃金          法定福利費          備消耗品費          材料費          厚生福利費          旅費          被服費          光熱水費          燃料費          食糧費          印刷製本費          修繕費          修繕引当金繰入額          特別修繕引当金繰入額          保険料          賃借料          通信運搬費          手数料          委託料          負担金          公課費          貸倒引当金繰入額          その他引当金繰入額          雑費</p>
		<p>荷役機械運営費</p>	<p>給料          手当等          賞与等引当金繰入額          賃金          法定福利費          備消耗品費          材料費          厚生福利費          旅費          被服費          光熱水費          燃料費          食糧費          印刷製本費          修繕費          修繕引当金繰入額          特別修繕引当金繰入額          保険料          賃借料          通信運搬費          手数料          委託料          負担金          公課費          貸倒引当金繰入額          その他引当金繰入額          雑費</p>
		<p>一般管理費</p>	<p>給料          手当等          賞与等引当金繰入額          賃金          法定福利費</p>

			備消耗品費 材料費 厚生福利費 旅費 被服費 光熱水費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 保険料 賃借料 通信運搬費 手数料 委託料 負担金 公課費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 雑費
		維持補修費	上屋修繕費 貯木場修繕費 荷役機械修繕費 その他修繕費 事務費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額
		一般会計負担金	一般会計負担金
		減価償却費	退職給付引当金繰入額
		資産減耗費	有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費
		その他営業費用	固定資産除却費 たな卸資産減耗費
営業外費用		支払利息及び企業債取扱諸費	その他営業費用
		雑支出	企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱諸費
特別損失		固定資産売却損	不用品売却原価 その他雑支出
		減損損失	固定資産売却損
		災害による損失	減損損失
		過年度損益修正損	災害による損失
		その他特別損失	過年度損益修正損
			その他特別損失



## 資産

款	項	目	節
固定資産	有形固定資産	土地	事務所在地 施設用地
		建物	事務所用建物 上屋用建物 貯木場用建物 荷役機械用建物 その他建物
		建物減価償却累計額	事務所用建物減価償却累計額 上屋用建物減価償却累計額 貯木場用建物減価償却累計額 荷役機械用建物減価償却累計額 その他建物減価償却累計額
		構築物	貯木設備 その他構築物
		構築物減価償却累計額	貯木設備減価償却累計額 その他構築物減価償却累計額
		機械及び装置	固定荷役機械 走行荷役機械 その他機械装置
		機械及び装置減価償却累計額	固定荷役機械減価償却累計額 走行荷役機械減価償却累計額 その他機械装置減価償却累計額
		車両運搬具	自動車荷役機械 自動車 その他陸上運搬具
		車両運搬具減価償却累計額	自動車荷役機械減価償却累計額 自動車減価償却累計額 その他陸上運搬具減価償却累計額
		船舶	水上荷役機械船舶 その他船舶
		船舶減価償却累計額	水上荷役機械船舶減価償却累計額 その他船舶減価償却累計額
		工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
		工具、器具及び備品減価償却累計額	工具、器具及び備品減価償却累計額
		リース資産	リース資産
		リース資産減価償却累計額	リース資産減価償却累計額
		建設仮勘定	建設仮勘定
		その他有形固定資産	その他有形固定資産
		その他有形固定資産減価償却累計額	

	無形固定資産		その他有形固定資産減価償却累計額
		借地権	借地権
		地上権	地上権
		専用側線利用権	専用側線利用権
		水道施設利用権	水道施設利用権
		電話施設利用権	電話施設利用権
		電話加入権	電話加入権
		リース資産	リース資産
		その他無形固定資産	その他無形固定資産
	投資その他の資産		
		投資有価証券	投資有価証券
		出資金	出資金
		長期貸付金	一般貸付金 他会計貸付金
		長期貸付金貸倒引当金	長期貸付金貸倒引当金
		基金	基金
		長期前払消費税	長期前払消費税
		その他投資	その他投資
		減価償却累計額	減価償却累計額
流動資産	現金・預金	現金	現金
		預金	預金
	未収金	未収金	未収金
	未収金貸倒引当金	未収金貸倒引当金	未収金貸倒引当金
	有価証券	有価証券	有価証券
	受取手形	受取手形	受取手形
	受取手形貸倒引当金	受取手形貸倒引当金	受取手形貸倒引当金
	貯蔵品	貯蔵品	貯蔵品
	短期貸付金	短期貸付金	一般貸付金



	短期貸付金貸倒引当金	短期貸付金貸倒引当金	他会計貸付金
	前払費用	前払費用	短期貸付金貸倒引当金
	前払金	前払金	未経過保険料 その他前払費用
	未収収益	未収収益	前払金
	未収収益貸倒引当金	未収収益貸倒引当金	未収収益
	その他流動資産	仮払金	未収収益貸倒引当金
		保管有価証券	前渡金 概算払 その他仮払金
		その他流動資産	保管有価証券
			仮払消費税 その他流動資産

負債

款	項	目	節
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債
		その他の企業債	その他の企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金
		その他の長期借入金	その他の長期借入金
	リース債務	リース債務	リース債務
	引当金	退職給付引当金	退職給付引当金
		特別修繕引当金	特別修繕引当金
		その他引当金	その他引当金
	その他固定負債	その他固定負債	その他固定負債
	流動負債	一時借入金	一時借入金

繰延収益	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	起債前借勘定
		その他の企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	その他の企業債
		その他の長期借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金
	リース債務	リース債務	その他の長期借入金
	未払金	未払金	リース債務
	未払費用	未払費用	未払金
	前受金	前受金	未払費用
	前受収益	前受収益	営業前受金 その他前受金
	引当金	退職給付引当金	前受収益
		賞与等引当金	退職給付引当金
		修繕引当金	賞与等引当金
		特別修繕引当金	修繕引当金
		その他引当金	特別修繕引当金
	その他流動負債	預り金	その他引当金
		預り有価証券	預り保証金 預り諸税 その他預り金
	その他流動負債	預り有価証券	
		仮受消費税 その他流動負債	
	長期前受金	長期前受金	
	長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額	

資本

款	項	目	節	
資本金	資本金	固有資本金	固有資本金	
		組入資本金	組入資本金	
		繰入資本金	繰入資本金	
剰余金	資本剰余金	再評価積立金	再評価積立金	
		受贈財産評価額	受贈財産評価額	
		寄附金	寄附金	
		補助金	補助金	
		工事負担金	工事負担金	
		保険差益	保険差益	
		その他資本剰余金	その他資本剰余金	
		利益剰余金	減債積立金	減債積立金
			利益積立金	利益積立金
	建設改良積立金		建設改良積立金	
	その他積立金		その他積立金	
	当年度未処分利益剰余金		繰越利益剰余金年度末残高 当年度純利益	
	欠損金		当年度未処理欠損金	繰越欠損金年度末残高 当年度純損失

## 埋立事業会計勘定科目表

収益

款	項	目	節
埋立事業収益	営業収益	土地売却収益	南部地区土地売却収益 西部地区土地売却収益 南5区土地売却収益
		受託工事収益	他会計受託工事収益 その他受託工事収益
		その他営業収益	その他営業収益
	営業外収益	受取利息及び配当金	預金利息

	特別利益	他会計補助金 補助金 長期前受金戻入 雑収益  固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	基金利息 貸付金利息 有価証券利息 配当金  他会計補助金 補助金 長期前受金戻入  埋立地貸付料 貯木場施設貸付料 有価証券売却収益 不用品売却収益 その他雑収益  固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益
--	------	---	---

費用

款	項	目	節
埋立事業費用	営業費用	土地売却原価  受託工事費  一般管理費	南部地区土地売却原価 西部地区土地売却原価 南5区土地売却原価  他会計受託工事費 その他受託工事費  給料 手当等 賞与等引当金繰入額 賃金 法定福利費 備消耗品費 厚生福利費 旅費 被服費 光熱水費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 保険料 賃借料 通信運搬費 委託料 手数料 負担金 公課費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 雑費

		維持補修費	南部地区維持補修費 西部地区維持補修費 南5区維持補修費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額
		一般会計負担金	一般会計負担金 退職給付引当金繰入額
		減価償却費	有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費
		資産減耗費	固定資産除却費 たな卸資産減耗費
	営業外費用	その他営業費用	その他営業費用
		支払利息及び企業債取扱諸費	企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱諸費
		雑支出	不用品売却原価 その他雑支出
	特別損失	固定資産売却損	固定資産売却損
		減損損失	減損損失
		災害による損失	災害による損失
		過年度損益修正損	過年度損益修正損
		その他特別損失	その他特別損失

資産

款	項	目	節
固定資産	有形固定資産	土地	土地
		建物	建物
		建物減価償却累計額	建物減価償却累計額
		構築物	構築物
		構築物減価償却累計額	構築物減価償却累計額
		機械及び装置	機械及び装置
		機械及び装置減価償却累計額	機械及び装置減価償却累計額
		車両運搬具	車両運搬具
		車両運搬具減価償却累計額	車両運搬具減価償却累計額
		船舶	船舶

土地造成	無形固定資産	船舶減価償却累計額	船舶減価償却累計額	
		工具、器具及び備品	工具、器具及び備品	
		工具、器具及び備品減価償却累計額	工具、器具及び備品減価償却累計額	
		リース資産	リース資産	
		リース資産減価償却累計額	リース資産減価償却累計額	
		その他有形固定資産	その他有形固定資産	
		その他有形固定資産減価償却累計額	その他有形固定資産減価償却累計額	
		投資その他の資産	水利権	水利権
			借地権	借地権
			地上権	地上権
			電話加入権	電話加入権
			リース資産	リース資産
			その他無形固定資産	その他無形固定資産
			投資有価証券	投資有価証券
	出資金		出資金	
	長期貸付金		一般貸付金 他会計貸付金	
	長期貸付金貸倒引当金		長期貸付金貸倒引当金	
	基金		基金	
	長期前払消費税		長期前払消費税	
	その他投資	その他投資		
	減価償却累計額	減価償却累計額		
	完成土地	南部地区土地	南部地区土地	南部地区土地
			西部地区土地	西部地区土地
			南5区土地	南5区土地
		未成土地	南部地区事業費	補償費 用地費 埋立費 直接経費
			西部地区事業費	補償費

流動資産	現金・預金  未収金  未収金貸倒引当金  有価証券  受取手形  受取手形貸倒引当金	南5区事業費	用地費 埋立費 直接経費
		総係費	補償費 用地費 埋立費 直接経費
		建設利息	一般管理費 調査費 漁業者転換対策費 一般会計負担金 見舞金
		仮設備	企業債利息 特別交付公債利息 一時借入金利息 手数料及び諸費
		仮設備費用	建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 船舶 工具、器具及び備品 リース資産 その他仮設備
			建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 船舶 工具、器具及び備品 リース資産 その他仮設備
		雑支出	雑費
		雑収入	受取利息 雑入
		現金	現金
		預金	預金
		未収金	未収金
		未収金貸倒引当金	未収金貸倒引当金
		有価証券	有価証券
		受取手形	受取手形
受取手形貸倒引当金	受取手形貸倒引当金		



	貯蔵品	貯蔵品	貯蔵品
	短期貸付金	短期貸付金	一般貸付金 他会計貸付金
	短期貸付金貸倒引当金	短期貸付金貸倒引当金	短期貸付金貸倒引当金
	前払費用	前払費用	未経過保険料 その他前払費用
	前払金	前払金	前払金
	未収収益	未収収益	未収収益
	未収収益貸倒引当金	未収収益貸倒引当金	未収収益貸倒引当金
	その他流動資産	保管有価証券 その他流動資産	保管有価証券 仮払消費税 その他流動資産

## 負債

款	項	目	節
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債
		その他の企業債	その他の企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金
		その他の長期借入金	その他の長期借入金
	リース債務	リース債務	リース債務
	前受金	前受金	営業前受金 その他前受金
	引当金	退職給付引当金	退職給付引当金
		特別修繕引当金	特別修繕引当金
		その他引当金	その他引当金
	その他固定負債		その他引当金

流動負債		その他固定負債	その他固定負債
	一時借入金	一時借入金	一時借入金
			起債前借勘定
	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債
		その他の企業債	その他の企業債
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金
		その他の長期借入金	その他の長期借入金
	リース債務	リース債務	リース債務
	未払金	未払金	未払金
	未払費用	未払費用	未払費用
	前受金	前受金	営業前受金 その他前受金
	前受収益	前受収益	前受収益
	引当金	退職給付引当金	退職給付引当金
		賞与等引当金	賞与等引当金
		修繕引当金	修繕引当金
	特別修繕引当金	特別修繕引当金	
	その他引当金	その他引当金	
	預り金	預り保証金 預り諸税 その他預り金	
	預り有価証券	預り有価証券	
	その他流動負債	仮受消費税 その他流動負債	
繰延収益	長期前受金	長期前受金	

	長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額
<u>資本</u>			
款	項	目	節
資本金	資本金	固有資本金 組入資本金 繰入資本金	固有資本金 組入資本金 繰入資本金
剰余金	資本剰余金	再評価積立金	再評価積立金
		受贈財産評価額	受贈財産評価額
		寄附金	寄附金
		補助金	補助金
		その他資本剰余金	その他資本剰余金
	利益剰余金	減債積立金	減債積立金
		利益積立金	利益積立金
		建設改良積立金	建設改良積立金
		その他積立金	その他積立金
		当年度未処分利益剰余金	繰越利益剰余金年度末残高 当年度純利益
欠損金	当年度未処理欠損金	繰越欠損金年度末残高 当年度純損失	

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の規定は、平成二十六年の事業年度から適用し、平成二十五年以前の実業年度については、なお従前の例による。

# 告 示

## 名古屋港管理組合告示第7号

平成26年 3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成24年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成26年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 平成24年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入	
第1款 分担金及び負担金		10,737,177,252円
第1項 負担金		10,737,177,252円
第2款 使用料及び手数料		6,424,281,690円
第1項 使用料		6,424,244,790円
第2項 手数料		36,900円
第3款 国庫支出金		1,376,510,255円
第1項 国庫負担金		1,376,510,255円
第4款 財産収入		5,726,653,690円
第1項 財産運用収入		5,670,370,510円
第2項 財産売払収入		56,283,180円
第5款 寄附金		125,764,343円
第1項 寄附金		125,764,343円
第6款 繰入金		336,379,230円
第1項 他会計繰入金		336,379,230円
第7款 繰越金		1,439,868,811円
第1項 繰越金		1,439,868,811円
第8款 諸収入		3,256,236,936円
第1項 延滞金、加算金及び過料		3,647,286円
第2項 預金利子		2,920,436円
第3項 受託事業収入		728,450,540円
第4項 貸付金元利収入		1,992,632,643円
第5項 特定施設整備収入		53,565,876円
第6項 雑入		475,020,155円
第9款 組合債		2,901,200,000円
第1項 組合債		2,901,200,000円
歳 入 合 計		32,324,072,207円
	歳 出	
第1款 議会費		142,229,195円
第1項 議会費		142,229,195円
第2款 総務費		2,326,367,661円
第1項 総務管理費		2,263,083,634円
第2項 監査委員費		63,284,027円
第3款 企画調整費		941,609,378円
第1項 企画調整管理費		863,572,447円
第2項 調査費		78,036,931円
第4款 港営費		3,011,079,722円
第1項 港営管理費		1,309,080,477円
第2項 運営費		1,701,999,245円
第5款 建設費		8,864,285,300円
第1項 建設管理費		1,393,554,447円
第2項 整備費		7,470,730,853円
第6款 公債費		15,548,036,004円
第1項 公債費		15,548,036,004円
第7款 予備費		0円
第1項 予備費		0円
歳 出 合 計		30,833,607,260円

## 名古屋港管理組合告示第8号

平成26年 3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成24年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成26年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

平成24年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

歳 入		
第1款	水族館振興基金収入	287,812,223円
第1項	財産収入	1,114,602円
第2項	寄附金	16,240,477円
第3項	繰越金	0円
第4項	積戻金	191,962,614円
第5項	繰入金	78,494,530円
第2款	海事文化振興基金収入	27,312,606円
第1項	財産収入	86,288円
第2項	寄附金	0円
第3項	繰越金	0円
第4項	積戻金	4,000,000円
第5項	繰入金	23,226,318円
第3款	環境振興基金収入	143,931,888円
第1項	財産収入	136,918円
第2項	寄附金	188,400円
第3項	繰越金	50,000円
第4項	積戻金	140,416,616円
第5項	繰入金	3,139,954円
	歳 入 合 計	459,056,717円
歳 出		
第1款	水族館振興基金	287,812,223円
第1項	積立金	95,849,609円
第2項	繰出金	191,962,614円
第2款	海事文化振興基金	27,312,606円
第1項	積立金	23,312,606円
第2項	繰出金	4,000,000円
第3款	環境振興基金	143,931,888円
第1項	積立金	3,515,272円
第2項	繰出金	140,416,616円
	歳 出 合 計	459,056,717円

名古屋港管理組合告示第9号

平成26年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成26年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。  
平成26年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

平成26年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成26年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,340,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10,133,884 <sup>千円</sup>
	1 負担金	10,133,884
2 使用料及び手数料		6,099,639
	1 使用料	6,099,629
	2 手数料	10
3 国庫支出金		1,490,746
	1 国庫負担金	1,490,746
4 財産収入		6,015,651
	1 財産運用収入	6,006,226
	2 財産売却収入	9,425
5 寄附金		1,010
	1 寄附金	1,010
6 繰入金		544,984
	1 他会計繰入金	544,984
7 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
8 諸収入		3,020,586
	1 延滞金、加算金及び過料	610
	2 預金利子	1,750
	3 受託事業収入	482,500
	4 貸付金元利収入	1,950,630
	5 特定施設整備収入	122,457
	6 雑収入	462,639
9 組合債		3,833,500
	1 組合債	3,833,500
歳 入	合 計	31,340,000

歳 出		金 額
款	項	
1 議 会 費		157,667 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	157,667
2 総 務 費		2,119,499
	1 総 務 管 理 費	2,054,617
	2 監 査 委 員 費	64,882
3 企 画 調 整 費		1,079,600
	1 企 画 調 整 管 理 費	944,412
	2 調 査 費	135,188
4 港 営 費		3,159,347
	1 港 営 管 理 費	1,435,012
	2 運 営 費	1,724,335
5 建 設 費		11,340,887
	1 建 設 管 理 費	1,548,823
	2 整 備 費	9,792,064
6 公 債 費		13,453,000
	1 公 債 費	13,453,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		31,340,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生 物 入 手 費	平成27年度～平成28年度	197,486 <sup>千円</sup>
鍋 田 ふ 頭 道 路 整 備 費	平 成 27 年 度	190,000
中 川 口 通 船 門 補 修 費	平 成 27 年 度	16,000
中 川 口 ポ ン プ 所 補 修 費	平 成 27 年 度	201,000
堀 川 口 防 潮 水 門 補 修 費	平 成 27 年 度	30,000



第3表 組合債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業	千円 3,794,000	普通貸借 又債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
コンテナ埠頭整備事業	39,500			
計	3,833,500			

## 平成26年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成26年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ602,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 水族館振興基金収入		千円 399,500
	1 財産収入	976
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	361,504
	5 繰入金	37,000
2 海事文化振興基金収入		176,300
	1 財産収入	180
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	158,000
	5 繰入金	18,100
3 環境振興基金収入		26,200
	1 財産収入	680
	2 寄附金	20
	3 繰越金	20
	4 積戻金	25,480

歳 入 合 計		602,000
歳 出		
款	項	金 額
1 水族館振興基金		千円 399,500
	1 積立金	37,996
	2 繰出金	361,504
2 海事文化振興基金		176,300
	1 積立金	18,300
	2 繰出金	158,000
3 環境振興基金		26,200
	1 積立金	720
	2 繰出金	25,480
歳 出 合 計		602,000

#### 平成26年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施 設	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 41棟	一般使用許可面積 <small>平方メートル</small> 91,093	
		専用使用許可面積 <small>平方メートル</small> 39,186	
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積 <small>平方メートル</small> 503,450	
		専用使用許可面積 <small>平方メートル</small> 995,430	
	荷 役 機 械 9基	使 用 時 間 <small>時間</small> 11,102	
	施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 上屋等整備工事 <small>千円</small> 618,300	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	施設運営事業	業 収 益	2,672,000千円
第1項	営 業	収 益	2,530,704千円
第2項	営 業 外	収 益	141,276千円
第3項	特 別	利 益	20千円
		支 出	
第1款	施設運営事業	費 用	3,058,000千円
第1項	営 業	費 用	2,558,875千円
第2項	営 業 外	費 用	83,030千円

第3項	特	別	損	失	406,095千円
第4項	予	備	費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額355,970千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,000千円及び過年度分損益勘定留保資金335,970千円で補てんするものとする。)

収 入									
第1款	資	本	的	収	入	30千円			
第1項	固	定	資	産	売	却	代	金	10千円
第2項	寄	附	金					10千円	
第3項	そ	の	他	資	本	的	収	入	10千円
支 出									
第1款	資	本	的	支	出	356,000千円			
第1項	建	設	改	良	費	355,200千円			
第2項	固	定	資	産	購	入	費	800千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額				
上	屋	整	備	費	平	成	27	年	度	132,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職	員	給	与	費	462,017千円
---	---	---	---	---	-----------

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

### 平成26年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

用	地	整	備	排	水	管	634	メ	ー	ト	ル
---	---	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入							
第1款	埋	立	事	業	収	益	258,000千円
第1項	営	業	外	収	益	257,970千円	
第2項	特	別	利	益	30千円		
支 出							
第1款	埋	立	事	業	費	用	728,000千円
第1項	営	業	外	費	用	405,721千円	
第2項	営	業	外	費	用	24,430千円	
第3項	特	別	損	失	287,849千円		
第4項	予	備	費		10,000千円		

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額135,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)

収 入												
第1款	資	本	的	収	入	1,037,000千円						
第1項	雑	収	入		467,080千円							
第2項	貸	付	金	返	還	金	70,615千円					
第3項	投	資	有	価	証	券	償	還	金	収	入	499,305千円
支 出												
第1款	資	本	的	支	出	1,172,000千円						
第1項	南	部	地	区	埋	立	事	業	費	18,900千円		
第2項	西	部	地	区	埋	立	事	業	費	860,000千円		
第3項	南	5	区	埋	立	事	業	費	61,600千円			
第4項	総	係	費		197,128千円							
第5項	雑	支	出		34,372千円							

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 295,262千円

**名古屋港管理組合告示第10号**

平成26年 3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成25年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。  
平成26年 4月 1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

**平成25年度名古屋港管理組合一般会計補正予算**

平成25年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ640,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,480,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		11,111,683 <sup>千円</sup>	△ 400,760 <sup>千円</sup>	10,710,923 <sup>千円</sup>
	1 負担金	11,111,683	△ 400,760	10,710,923
2 使用料及び手数料		6,402,770	54,252	6,457,022
	1 使用料	6,402,760	54,252	6,457,012
3 国庫支出金		1,544,912	△ 169,000	1,375,912
	1 国庫負担金	1,544,912	△ 169,000	1,375,912
4 財産収入		5,980,029	32,000	6,012,029
	2 財産売払収入	20	32,000	32,020
8 諸収入		3,512,317	8,508	3,520,825
	5 特定施設整備収入	61,733	8,508	70,241
9 組合債		3,572,000	△ 165,000	3,407,000
	1 組合債	3,572,000	△ 165,000	3,407,000
歳入合計		34,120,000	△ 640,000	33,480,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
4	港 営 費	3,323,639 <sup>千円</sup>	△ 64,050 <sup>千円</sup>	3,259,589 <sup>千円</sup>
	2 運 営 費	1,910,871	△ 64,050	1,846,821
5	建 設 費	11,743,225	△ 505,950	11,237,275
	1 建 設 管 理 費	1,514,539	0	1,514,539
	2 整 備 費	10,228,686	△ 505,950	9,722,736
7	予 備 費	100,000	△ 70,000	30,000
	1 予 備 費	100,000	△ 70,000	30,000
歳 出 合 計		34,120,000	△ 640,000	33,480,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額	
2	総務費	1 総務管理費	名古屋港埠頭株式会社貸付金	- <sup>千円</sup>	44,100 <sup>千円</sup>
5	建設費	2 整備費	中川口通船門整備費	-	10,600
			中川運河護岸補修費	-	32,100
			昭和ふ頭護岸補修費	-	92,500
			堀川口護岸補修費	-	4,300
			空見ふ頭護岸補修費	-	15,900
			稲永ふ頭道路補修費	-	8,300
			堀川口防潮水門整備費	-	9,500
			大手ふ頭(南)護岸整備費	-	9,330
			鴨浦地区護岸整備費	-	99,800
			潮見ふ頭護岸整備費	-	47,000
			築地・ガーデンふ頭護岸整備費	-	92,600
			国直轄事業港湾管理者負担金	500,000	957,207

第3表 組合債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
公共事業	3,475,000 <sup>千円</sup>	△ 165,000 <sup>千円</sup>	3,310,000 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	3,572,000	△ 165,000	3,407,000			

**平成25年度名古屋港管理組合基金特別会計補正予算**

平成25年度名古屋港管理組合基金特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,020,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2	海事文化振興基金収入	163,000 <sup>千円</sup>	3,130 <sup>千円</sup>	166,130 <sup>千円</sup>
	2 寄 附 金	10	3,130	3,140
歳 入	合 計	1,017,800	3,130	1,020,930

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2	海事文化振興基金	163,000 <sup>千円</sup>	3,130 <sup>千円</sup>	166,130 <sup>千円</sup>
	1 積 立 金	163,000	3,130	166,130
歳 出	合 計	1,017,800	3,130	1,020,930

**平成25年度名古屋港管理組合理立事業会計補正予算**

(総 則)

第1条 平成25年度名古屋港管理組合理立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成25年度名古屋港管理組合理立事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正し、かつこの書の「1,122,000千円」を「1,042,492千円」に改める。

(△印は、減額を示す。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,608,000千円	△ 79,508千円	1,528,492千円
第2項 西 部 地 区 埋 立 事 業 費	1,230,300千円	△ 79,508千円	1,150,792千円

**名古屋港管理組合告示第11号**

平成22年名古屋港管理組合告示第1号で使用停止した次の港湾施設は、平成26年4月1日から、使用を再開する。

平成26年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 荷さばき地  
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面積	区 画
中川運河52号 (中川52)	4 <sup>級</sup>	名古屋市中川区富川町	328 <sup>平方メートル</sup>	図による
中川運河55号 (中川55)	4	名古屋市中川区富船町	67	図による

(図は省略)

**名古屋港管理組合告示第12号**

次の港湾施設は、平成26年4月1日から廃止する。

平成26年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

施設の種類 上屋附属詰所  
 区画を定めた上屋附属詰所

名称 (括弧内は、その略称)	使用区分	等級	位置	面積	構造	区画		
						名称	位置	面積
大江ふ頭1号 上屋附属詰所 (大江1号)	一般使用	2	名古屋市港区 大江町	98	鉄筋コンク リート造り	A	大江ふ頭1号上屋北側 隣接1階北部分	17
						B	大江ふ頭1号上屋北側 隣接2階北部分	17
						C	大江ふ頭1号上屋北側 隣接1階南部分	29
						D	大江ふ頭1号上屋北側 隣接2階南部分	35
金城ふ頭B号 上屋附属詰所 (金城B号)	一般使用	1	名古屋市港区 金城ふ頭	81	軽量鉄骨造り	A	金城ふ頭B号上屋東側 隣接2階南部分	27
						B	金城ふ頭B号上屋東側 隣接2階中央部分	27
						C	金城ふ頭B号上屋東側 隣接2階北部分	27

名古屋港管理組合告示第13号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成26年4月1日以後の利用から適用される新舞子マリニパーク、南浜緑地及び北浜緑地の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成22年4月30日告示第16号）は、平成26年3月31日限り廃止した。  
 平成26年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
 名古屋市長 河村 たかし

新舞子マリニパーク、南浜緑地及び北浜緑地の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
駐車場		1台1回につき	500円	

名古屋港管理組合告示第14号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成26年4月1日以後の利用から適用される金城ふ頭中央緑地、堀川東緑地、大手ふ頭緑地、稲永緑地、中川口緑地、新宝緑地及び船見緑地（以下「中川口緑地始め7緑地」という。）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成22年4月30日告示第17号）は、平成26年3月31日限り廃止した。  
 平成26年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
 名古屋市長 河村 たかし

中川口緑地始め7緑地の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
運動広場	昼間	1面につき	3,400円	
	半日	1面につき	2,000円	
	早朝又は薄暮	1面につき	1,200円	

備考

- 1 昼間とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 半日とは、午前9時から午後零時30分まで又は午後1時から午後4時30分までのいずれかをいう。
- 3 早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用を認める時間をいう。
- 4 運動広場は、1面を2区画に分けて利用することができる。この場合の1区画の利用料金は、1面に係る利用料金の半額とする。



### 名古屋港管理組合告示第15号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成26年4月1日以後の利用から適用される富浜緑地（名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）を除く。）、金岡緑地、木場東緑地、木場南広場、楠広場、楠緑地、楠南広場及び東浜中央緑地（以下「富浜緑地始め8緑地」という。）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成22年4月30日告示第18号）は、平成26年3月31日限り廃止した。  
平成26年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

#### 富浜緑地始め8緑地の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考
野球場	昼間	1面につき	1,700円	
	半日	1面につき	1,000円	
	早朝又は薄暮	1面につき	600円	
テニスコート	昼間	1面につき	1,800円	
	半日	1面につき	1,000円	
運動広場	昼間	1面につき	3,400円	
	半日	1面につき	2,000円	
	早朝又は薄暮	1面につき	1,200円	
貸自転車		1台1回につき	200円	利用単位1回は、概ね2時間以内とする。

#### 備考

- 1 昼間とは、午前9時から午後4時30分までをいう。
- 2 半日とは、午前9時から午後零時30分まで又は午後1時から午後4時30分までのいずれかをいう。
- 3 早朝又は薄暮とは、管理者が運動施設について定める供用時間の前後において管理上支障がないとしてその供用を認める時間をいう。
- 4 運動広場は、1面を2区画に分けて利用することができる。この場合の1区画の利用料金は、1面に係る利用料金の半額とする。

### 名古屋港管理組合告示第16号

名古屋港管理組合臨港緑地条例（昭和58年名古屋港管理組合条例第2号）第7条の2第2項の規定に基づき、平成26年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額を次のように承認した。

なお、臨港緑地内の運動施設等の利用料金の額の承認（平成23年4月1日告示第12号）は、平成26年3月31日限り廃止した。  
平成26年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

#### 名古屋港ゴルフ倶楽部（富浜コース）の運動施設等の利用料金の額

運動施設等の区分	利用の区分	単位	利用料金	備考	
ゴルフ場 ゴルフ コース	平日	1人1回につき18ホールまで	一般	6,950円	基本料金
				2,150円	上記利用に対する追加9ホール
				3,470円	9ホール利用（公益財団法人名古屋港緑地保全協会理事長（以下「理事長」という。）が特に認める場合に限る。）

			ジュニア(18歳未満をいう。)	4,970円	18ホール利用(理事長が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。
				2,480円	9ホール利用(理事長が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。
				3,470円	児童又は生徒の課外活動等(学校長が認めたものに限る。)による18ホール利用 利用日時は夏休み、冬休み、春休みの平日で、理事長が指定する時間(土曜日、日曜日及び休日は対象外とする。) カートの利用は不可とする。引率者のプレー料金は、児童・生徒10名につき1名以内はジュニア料金を適用する(ただし、学校長の証明書が必要)。
				1,730円	児童又は生徒の課外活動等(学校長が認めたものに限る。)による9ホール利用 利用日時は夏休み、冬休み、春休みの平日で、理事長が指定する時間(土曜日、日曜日及び休日は対象外とする。) カートの利用は不可とする。引率者のプレー料金は、児童・生徒10名につき1名以内はジュニア料金を適用する(ただし、学校長の証明書が必要)。
		1人1回につき18ホール	シニア(満60歳以上をいう。)	5,950円	18ホール未満の利用は不可とする。
土曜日、日曜日及び休日(4月1日から6月30日まで及び10月1日から11月30日まで)	1人1回につき18ホールまで	一般		12,090円	基本料金
				3,420円	上記利用に対する追加9ホール
				6,040円	9ホール利用(理事長が特に認める場合に限る。)
			ジュニア(18歳未満をいう。)	7,040円	18ホール利用(理事長が指定する日時に限る。) 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。

					3,520円	9ホール利用（理事長の指定する日時に限る。） 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。
		土曜日、日曜日及び休日（7月1日から9月30日まで及び12月1日から翌年3月31日まで）	1人1回につき18ホールまで	一般	11,090円	基本料金
					3,420円	上記利用に対する追加9ホール
					5,540円	9ホール利用（理事長が特に認める場合に限る。）
				ジュニア（18歳未満をいう。）	7,040円	18ホール利用（理事長が指定する日時に限る。） 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。
					3,520円	9ホール利用（理事長の指定する日時に限る。） 利用の有無にかかわらず、カート料金を含む。
	カート（乗用式）		1人1台につき18ホールまで		1,500円	18ホール利用
					750円	上記利用に対する追加9ホール
					750円	9ホール利用

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

**名古屋港管理組合告示第17号**

名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号）第5条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、平成26年4月1日以後の利用から適用される名古屋港ポートビルの利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港ポートビルの利用料金の額の承認（平成22年4月30日告示第20号）は、平成26年3月31日限り廃止した。  
平成26年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港ポートビルの利用料金の額

- 1 海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじ
- (1) 個人で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	施設の区分	単位	入場料
海洋博物館、展望室又は南極観測船ふじのうち1施設へ入場する場合	海洋博物館	1施設 1人1回	大人 300円 小・中学生 200円
	展望室		
	南極観測船ふじ		
海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじの全施設へ入場する場合	海洋博物館、展望室及び南極観測船ふじ	全施設 1人1回	大人 700円 小・中学生 400円

備考 大人とは、小・中学生以外の者をいい、小・中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

## (2) 団体で入場しようとする者の入場料の額

利用の区分	単位	入場料	
		20人以上100人未満の団体	100人以上の団体
海洋博物館、展望室又は南極観測船 ふじのうち1施設へ入場する場合	1施設 1人1回	大人 260円 (240円) 小・中学生 160円	大人 250円 (220円) 小・中学生 150円
海洋博物館、展望室及び南極観測船 ふじの全施設へ入場する場合	全施設 1人1回	大人 580円 (490円) 小・中学生 280円	大人 550円 (430円) 小・中学生 250円

備考 括弧内の入場料の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

## 2 会議室及び講堂

施設の区分		利用単位	利用料金
会議室	A会議室	午 前	5,800円
		午 後	7,100円
		夜 間	9,200円
		全 日	19,000円
	B会議室 C会議室	午 前	6,300円
		午 後	7,700円
		夜 間	10,000円
		全 日	20,700円
	D会議室	午 前	2,500円
		午 後	3,100円
		夜 間	4,000円
		全 日	8,400円
	E会議室	午 前	5,400円
		午 後	6,600円
		夜 間	8,600円
		全 日	17,800円
	F会議室	午 前	2,400円
		午 後	3,000円
		夜 間	3,800円
		全 日	7,900円
講 堂	午 前	10,000円	
	午 後	12,400円	
	夜 間	15,300円	
	全 日	28,800円	

備考

- 1 午前とは、午前9時から午後零時30分まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで及び全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。以下同じ。
- 2 特別の設備又は器具により電力、ガス又は水道を使用して施設を利用した場合は、指定管理者が認定した実費

相当料を当該施設の利用料金に加算する。

### 3 附帯設備

区分		利用単位	利用料金
マイクロホン		1回1個	500円
映写機	16ミリ映写機	1回一式	3,300円
	オーバーヘッドプロジェクター	1回一式	1,500円
	実物反射投影機	1回一式	1,500円
	幻燈機	1回一式	1,500円
金びょうぶ		1回1双	1,000円

備考 1回とは、午前、午後及び夜間のそれぞれの区分による利用をいう。

### 4 駐車場

#### (1) 30分につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
普通自動車	1 通常の場合 30分までごとに100円。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。 2 回数駐車券による利用の場合 イ 30分回数駐車券（11枚つづり）1,000円 ロ 1時間回数駐車券（11枚つづり）2,000円

#### (2) 1日につき1回1台を利用単位とする駐車場

車両の種類	利用料金
バス	900円
普通自動車	600円
自動二輪車及び原動機付自転車	150円

#### (3) 1月1台を利用単位とする駐車場

##### ア 全日使用の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場	屋内	16,000円
	屋外	12,000円
その他の駐車場		10,000円

##### イ 利用日指定の駐車場

駐車場の種類		利用料金
多階建駐車場（一種）	屋内	8,100円
多階建駐車場（二種）	屋外	9,000円
その他の駐車場（一種）		6,700円

備考

- 1 一種とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。
- 2 二種とは、日曜日及び法に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び8月13日から8月15日までを除く日に限り利用できるものをいう。

#### 名古屋港管理組合告示第18号

名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、平成26年4月1日以後の利用から適用される名古屋港水族館の利用料金の額を次のように承認した。

なお、名古屋港水族館の利用料金の額の承認（平成22年4月30日告示第21号）は、平成26年3月31日限り廃止した。

平成26年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港水族館の利用料金の額

1 個人で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	単位		入館料	
名古屋港水族館にのみ入館する場合	1人1回につき		大人	2,000円
			小・中学生	1,000円
			幼児	500円
	年間入館料	同一人1年間につき	大人	5,000円
			小・中学生	2,500円
		家族購入で同一人1年間につき	大人	4,500円
			小・中学生	2,200円
			幼児	1,000円
名古屋港水族館に名古屋港ポートビル条例（昭和59年名古屋港管理組合条例第3号。以下「ポートビル条例」という。）第2条第1号から第3号に規定する施設の全部と併せて入館する場合	1人1回につき		大人	1,700円
			小・中学生	800円

備考

- 1 大人とは、小・中学生及び幼児以外の者をいう。以下同じ。
- 2 小・中学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。以下同じ。
- 3 幼児とは、満4歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。
- 4 年間入館料にあつては、名古屋港水族館条例（平成4年名古屋港管理組合条例第6号）第3条第1項（同条第2項に規定する団体で入館しようとする者の入館料に限る。）及び第8項の規定は適用しない。
- 5 年間入館料のうち、家族購入とは、小・中学生及び幼児と2親等内の親族の関係にある者が小・中学生及び幼児と同時に購入する場合をいう。

2 団体で入館しようとする者の入館料の額

利用の区分	団体の区分	入館料（1人1回につき）		
		大人	小・中学生	幼児
名古屋港水族館にのみ入館する場合	20人以上100人未満の団体	1,800円 (1,600円)	800円	400円
	100人以上の団体	1,600円 (1,400円)	700円	350円
名古屋港水族館にポートビル条例第2条第1号から第3号に規定する施設の全部と併せて入館する場合	20人以上100人未満の団体	1,530円 (1,360円)	640円	
	100人以上の団体	1,360円 (1,190円)	560円	

備考 括弧内の額は、学校教育法による高等学校及びこれに準ずる学校の生徒について適用するものとする。

## 名古屋港管理組合告示第19号

次の臨港緑地は、平成26年4月1日から次のとおり変更する。

平成26年4月1日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

## 変更前

名 称	位 置	区 域	施設の概要
金城ふ頭中央緑地	名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番1 三丁目2番	別添図示 (略)	散策、休息施設

## 変更後（一部廃止）

名 称	位 置	区 域	施設の概要
金城ふ頭中央緑地	名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番1 三丁目2番	別添図示	散策、休息施設

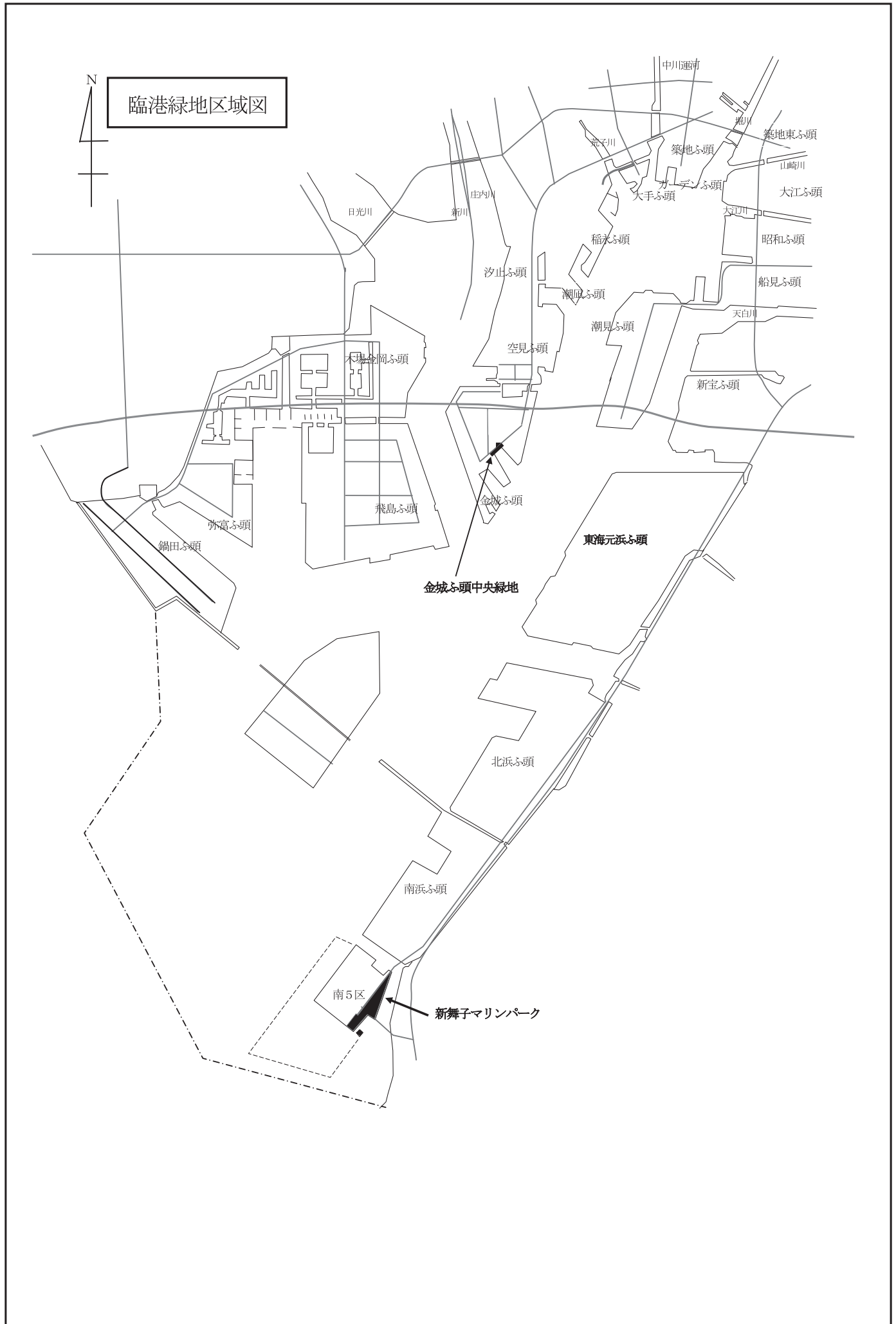
## 変更前

名 称	位 置	区 域	施設の概要
新舞子マリンパーク	知多市緑浜町2番地	別添図示 (略)	人工海浜（ブルーサン ビーチ） 駐車場（海水浴場開設期 間中のみ有料） 散策、休息施設

## 変更後（区域拡大）

名 称	位 置	区 域	施設の概要
新舞子マリンパーク	知多市緑浜町2番地、2番4	別添図示	人工海浜（ブルーサン ビーチ） 駐車場（海水浴場開設期 間中のみ有料） 散策、休息施設





# 訓 令

## 訓令第一号

組合内一般

課の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第三号）の一部を次のように改正する。  
平成二十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

第一条第四号ル中「所属船舶の管理」を「港務艇の運航管理」に改める。  
第九条第一項第二号へ中「こと」の下に「（総務部総務課広報係の主管に属することを除く。）」を加える。

### 附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

## 訓令第二号

組合内一般

被服貸与規程（昭和四十六年訓令第四号）の一部を次のように改正する。  
平成二十六年四月一日

名古屋港管理組合管理者  
名古屋市長 河村 たかし

別表類別第十号中	「	安全靴（一般）	」	1	3	」を	「	安全靴（一般）	」	1	3	」
								安全靴（静電性）	」	1	3	」

に改め、同号備考の欄を次のように改める。

- ア 防寒上衣は、2の該当者には貸与しない。
- イ 安全靴（一般）は2の該当者及び4の該当者で建設部技術管理課（維持管理担当）に所属し足場が危険な作業を伴う業務に従事する者、安全靴（静電性）は4の該当者で建設部技術管理課（維持管理担当）に所属し電気設備の点検業務に従事する者のみとする。
- ウ 安全靴（一般）及び安全靴（静電性）は、いずれか一方のみとする。

### 附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 辞 令

新	旧	氏 名
名古屋港管理組合副管理者		田 宮 正 道
名古屋港管理組合副管理者		永 田 清
		(以上4月1日)

## 監査委員事項

名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程を次のように定める。  
平成二十六年四月一日

名古屋港管理組合監査委員 高 橋 正 子  
同 西 川 洋 二  
同 鈴 木 邦 尚

### 名古屋港管理組合監査委員告示第一号

名古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程

#### 目次

- 第一章 総則 (第一条―第七条)
- 第二章 管理体制 (第八条―第十一条)
- 第三章 文書等の受領及び配布 (第十二条・第十三条)
- 第四章 文書等の収受 (第十四条)
- 第五章 起案、供覧等 (第十五条―第二十二條)
- 第六章 施行 (第二十三條―第三十三條)
- 第七章 整理、保管、保存及び廃棄 (第三十四條―第四十二條)
- 第八章 雑則 (第四十四條)

#### 附則

#### 第一章 総則

##### (趣旨)

**第一条** この規程は、名古屋港管理組合監査委員事務局（以下「監査委員事務局」という。）における事務の処理を適正にし、その能率的な運営を図るとともに、名古屋港管理組合情報公開条例（平成十二年名古屋港管理組合条例第七号。以下「条例」という。）の適正かつ円滑な運用に資するための行政文書の管理について必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

**第二条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 行政文書 条例第二条第二項に規定する行政文書をいう。
- 二 文書等 文書及び図画をいう。
- 三 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。
- 四 完結文書 事案の処理が完結した行政文書をいう。
- 五 未完結文書 完結文書以外の行政文書をいう。
- 六 保管 完結文書を、監査委員事務局監査課（以下「監査課」という。）の執務室内において、事案の処理が完結した日の属する会計年度の末日（収入及び支出の証拠書にあつては、当該収入及び支出の属する会計年度の翌年度の五月三十一日）まで、適切な管理をすることをいう。
- 七 保存 完結文書を、監査課の執務室内又は書庫において、事案の処理が完結した日の属する会計年度の翌年度の四月一日（収入及び支出の証拠書にあつては当該収入及び支出の属する会計年度の翌年度の六月一日、保存年限が一年未満の行政文書にあつては作成又は取得の日）から保存年限満了日まで、適切な管理をすることをいう。
- 八 行政文書ファイル 名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程（平成十三年名古屋港管理組合監査委員告示第一号）第十三条第一項第十号に規定する行政文書ファイルをいう。
- 九 行政文書ファイル管理簿 行政文書ファイル及び行政文書（秘密を要するものを除く。第四十条において同じ。）を管理するために作成された帳簿をいう。

##### (事務処理の原則)

**第三条** 事務処理は、次に掲げる場合を除き、文書等（電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を作成して行うことを原則とする。ただし、第一号の場合においては、事後に文書等を作成するものとする。

- 一 意思決定と同時に文書等を作成することが困難である場合
  - 二 処理に係る事案が軽微なものである場合
- 2 文書等の処理は、全て正確かつ迅速に行い、常にその処理経過を明らかにし、事務が能率的に運営されるようにしなければならない。
- 3 文書等は、易しく分かりやすいよう作成しなければならない。
- 4 全ての文書等は、上司の許可を得なければ、これを関係者以外の者に示し、内容を告げ、その写しを与え、又は片外へ持ち出してはならない。

##### (秘密文書及び個人情報を含む行政文書の取扱い)

**第四条** 監査委員事務局の職員（以下「職員」という。）は、秘密を要する行政文書及び個人情報（名古屋港管理組合個人情報

報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)第二条第二号に規定する個人情報をいう。)を含む行政文書については、細心の注意を払い、法令その他の規程に基づき適正に取り扱わなければならない。

(行政文書の種類)

**第五条** 行政文書の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 告示 法令の規定又は監査委員の職務上の権限に基づき、処分又は決定した事項を一般に公示するものをいう。
- 二 公告 告示以外のもので、一定の事項を一般に公示するものをいう。
- 三 通達 監査委員が監査委員事務局又は職員に対して職務運営上の方針、細目等を指示するものをいう。
- 四 一般文書
  - イ 照会、依頼、回答、通知、報告、進達、申請その他これらに類するものに係る行政文書
  - ロ 契約書、争訟関係文書、議事録、要望書、陳情書、証明書その他これらに類する行政文書
- 五 復命書、事務引継書その他前各号に該当しない行政文書

(行政文書の作成要領及び書式)

**第六条** 行政文書の作成要領及びその書式については、名古屋港管理組合行政文書管理規程(平成二十一年名古屋港管理組合訓令第五号。以下「文書管理規程」という。)第六条、別記一及び別記二の例による。

(行政文書の番号)

**第七条** 行政文書(第五条第二号及び第五号に掲げる行政文書を除く。以下この条において同じ。)には、次に定めるところにより毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終わる番号(第二号に掲げる行政文書の番号は、その事案が完結するまでは、同一番号)を付さなければならない。ただし、請求書、領収書、見積書、軽易な報告書、定期刊行物その他の軽易な行政文書で処理経過を明らかにする必要のない行政文書には番号を省略することができる。

- 一 告示及び通達は、それぞれの区分により通達番号簿(様式第一号)の番号による。
- 二 一般文書は、文書件名簿(様式第二号)の番号による。ただし、監査委員が特に認めた場合は、この限りでない。

## 第二章 管理体制

(事務局長の職務)

**第八条** 事務局長は、監査委員事務局における行政文書の管理に関する事務(以下「文書事務」という。)を総括する。

2 事務局長は、必要があると認めるときは、監査委員事務局における文書事務の状況について実地検査その他必要な検査を行うことができる。

(監査課長の職務)

**第九条** 監査課長は、監査委員事務局における文書事務が適正かつ円滑に処理されるよう改善に努め、文書事務を処理する者に必要な指導及び助言をするものとする。

2 監査課長は、監査課における文書事務を統括する。

(行政文書主任)

**第十条** 監査課に行政文書主任を置く。

2 行政文書主任は、監査課主査(庶務を担当する者に限る。)をもって充てる。

3 行政文書主任は、次条に定める行政文書取扱担当者を指揮監督し、行政文書の整理、保管及び保存の状況等を常に把握し、監査課の文書事務の適正な管理及び運営に努めるものとする。

(行政文書取扱担当者)

**第十一条** 監査課に行政文書取扱担当者を置く。

2 行政文書取扱担当者は、監査課の職員のうちから監査課長が指名する。

3 行政文書取扱担当者は、行政文書主任の指示を受け、行政文書の適正な管理及び運営に関する事務を行う。

4 前項の規定にかかわらず、職員は、この規程に特別の定めがある場合を除き、業務に関する行政文書の收受、発送、保管、保存その他の文書事務を処理する。

## 第三章 文書等の受領及び配布

(文書等の受領)

**第十二条** 監査委員事務局に到達した文書等(電磁的記録を記録した記録媒体及びフロッピーディスクにより受信したものを含む。次条及び第十九条第二項において同じ。)又は電磁的記録(記録媒体に記録されたものを除く。次条において同じ。)は、監査課において受領し、又は受信する。

(文書等の配布)

**第十三条** 行政文書取扱担当者は、文書等を受領し、又は電磁的記録を受信したときは、点検した後次に掲げる手続により配布又は転送する。

- 一 文書等は、開封しないで事務担当者へ配布する。ただし、封皮の宛先のみで配布先が明らかでないときは、開封して配布する。
  - 二 親展の文書等については、監査委員宛てのものにあつては監査課長へ、その他のものにあつては名宛人へ開封しないで配布する。
  - 三 電報又は書留郵便物、配達証明郵便物その他の特殊取扱郵便物については、特殊郵便物等収配簿(様式第三号)に必要事項を記載の上、受領印を徴して、開封しないで事務担当者へ配布する。
  - 四 電磁的記録は、事務担当者に転送する。
- 2 前項の規定にかかわらず、電報又は書留郵便物、配達証明郵便物その他の特殊取扱郵便物であり、かつ、受領すべき職員名が明示されている文書等については、明示された職員が受領することができる。

## 第四章 文書等の收受

(配布を受けた文書等の処理)

**第十四条** 事務担当者は、電磁的記録を配布(転送を含む。)され、又は直接受領し、若しくは受信した場合は、必要に応じ用紙に出力しなければならない。

2 事務担当者は、配布され、若しくは直接受領した文書等又は前項の規定により電磁的記録を出力した用紙(以下「收受



文書」という。)のうち処理経過を明らかにする必要があるものは、收受印(様式第四号)の押印及び文書件名簿への記載の手續を受けるものとし、その他のものは、收受印を押して処理するものとする。

3 行政文書主任は、收受文書が請願書、争訟書、陳情書その他收受の日時が権利の得喪に関係のあるものであるときは、封皮に收受の年月日及び時刻を明記し、これに認印を押印しなければならない。

**第五章 起案、供覧等**

(起案)

**第十五条** 起案は、文書管理規程別記二第二の起案用紙を準用した用紙(以下「起案用紙」という。)を用いて行うものとする。ただし、軽易又は定例的な事案を起案するときは、收受文書又は文案を記載した用紙の余白を利用して行うことができる。

(起案の要領)

**第十六条** 起案に当たっては、平易かつ簡明に関係法規、事実の調査、前例その他参考事項を記載し、関係書類を添付する等起案の根拠及び経過を明らかにしなければならない。

2 前条本文の規定により起案する場合にあつては、必要な事項を記入しなければならない。

3 前条ただし書の規定により起案する場合にあつては、用紙の余白に分類記号、保存年限、起案年月日等の必要な事項を記載しなければならない。

4 起案文書の加除訂正をしたときは、加除訂正をした者は、印を押さなければならない。

(回議)

**第十七条** 起案者は、起案文書を関係職員に回議した後、監査委員の決裁を受けなければならない。

(合議)

**第十八条** 起案文書の内容が他の部署に関係のある場合は、当該起案文書をその関係する職員に合議しなければならない。

(特別な回議等)

**第十九条** 起案文書の内容が秘密を要するもの、緊急に処理する必要があるもの又は重要なものであるときは、持ち回りで回議又は合議をしなければならない。

2 起案文書に秘密を要する文書等があるときは、当該文書等を封筒等に入れて封かんし、封筒等にその旨を朱書するものとする。

(不在処理の方法)

**第二十条** 代決者が事務を代決したときは、「代」を記入し、押印、署名その他の行為を行うものとする。この場合において、後閲を必要とするときは、「後閲」と記入し、決裁者の登庁後直ちに閲覧に供し、後閲を必要としないときは、決裁者に報告するものとする。

2 起案文書の内容が急を要する場合で、決裁者以外の上司が不在のときは、「不在」と記入して回議するものとする。この場合において、その内容が重要なものであるときは、後閲の手續をしなければならない。

3 前項の規定は、合議を受ける者が不在の場合に準用する。

(供覧の手續)

**第二十一条** 供覧は、起案用紙を用い、関係職員に回付するものとする。この場合における運用については、第十五条から前条までの規定を準用する。

(決裁を要しない行政文書の取扱い)

**第二十二条** 決裁又は供覧を要しない行政文書のうち、保存年限が一年以上のものについては、その余白に、作成又は取得の時期、分類記号及び保存年限を記載しなければならない。

**第六章 施行**

(行政文書の浄書)

**第二十三条** 決裁を終えた起案文書(以下「原議」という。)で、施行を要する行政文書の浄書は、起案者の責任において行わなければならない。

(行政文書の施行)

**第二十四条** 公印の押印を受けて行政文書を施行しようとするときは、原議に施行印(様式第四号)の押印を受けなければならない。

2 起案用紙を用いて起案した行政文書を施行したときは、その施行方法について起案用紙に記入しなければならない。

3 公印の押印を受けた行政文書について、汚損等のため同一の内容のものを再度施行する必要があるとき、又は誤字等のため訂正した上で再度施行する必要があるときは、監査課長の承認を得て施行することができる。

(令達番号簿及び文書件名簿への記載)

**第二十五条** 施行する行政文書のうち、第五条第一号及び第三号に掲げる行政文書は令達番号簿への記載の手續を、その他の行政文書で処理経過を明らかにする必要があるものは文書件名簿への記載の手續を受けなければならない。

2 令達番号簿又は文書件名簿への記載の手續を受けた行政文書について、取り下げる必要があるときは、監査課長の承認を得なければならない。

(未処理文書の確認等)

**第二十六条** 監査課長は、文書件名簿への記載の手續を受けた行政文書のうち、処理状況が不明確なものを調査し、行政文書主任をしてその理由を明らかにし、速やかに処理させるよう努めなければならない。

(施行の方法)

**第二十七条** 行政文書の施行は、次に掲げる方法(第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる方法は、次条第三項に規定する行政文書を施行する場合に限る。)によるものとする。

- 一 郵送
- 二 手渡し
- 三 ファクシミリによる発信
- 四 電子メールによる発信
- 五 総合行政ネットワークによる発信

- 六 庁内LANグループウェアシステムによる発信
- 七 ホームページによる発信
- 八 名古屋港管理組合公報への登載

(公印)

**第二十八条** 郵送又は手渡しにより施行する行政文書には、公印を押し、原議と契印しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、外国の地方公共団体の機関等に宛てて施行する行政文書については、発信者として記載された者が署名することにより公印の押印に代えることができる。この場合において、監査課長は、施行日、件名、施行者名及び宛先を記載したものを暦年で管理しなければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、その内容が法律効果に関係がなく、かつ、軽易な一般文書については、公印及び契印を省略するものとする。ただし、文書の真正性を担保する必要があるときは、契印を押しものとする。
- 4 前項の規定により公印を省略したときは、発行する行政文書の施行者の下に「(公印省略)」と表示し、及び当該文書に係る決裁文書に公印を省略した旨を記載するものとする。

(電子署名)

**第二十九条** 総合行政ネットワークによる発信により施行する行政文書には、別に定めるところにより電子署名を付さなければならない。ただし、その内容が法律的効力を有しない行政文書については、電子署名を付することを要しない。

(手渡し並びにファクシミリ及び電子メールによる発信)

**第三十条** 手渡し、ファクシミリ及び電子メールによる行政文書の施行は、監査課において行う。

(総合行政ネットワークによる発信)

**第三十一条** 総合行政ネットワークの発信による行政文書の施行は、別に定めるところにより監査課において行う。

(庁内LANグループウェアシステム及びホームページによる発信)

**第三十二条** 庁内LANグループウェアシステム及びホームページによる行政文書の施行は、別に定めるところにより行う。

(名古屋港管理組合公報への登載)

**第三十三条** 名古屋港管理組合公報への登載による行政文書の施行は、公報発行規程(昭和三十八年名古屋港管理組合訓令第五号)の例による。

## 第七章 整理、保管、保存及び廃棄

(行政文書の整理、保管及び保存の原則)

**第三十四条** 行政文書は、次に掲げるところにより整理し、保管し、又は保存しなければならない。

- 一 行政文書は、それ以外のものと明確に区分し、必要に応じて目的のものが迅速に取り出せるよう体系的に分類すること。
- 二 行政文書は、会計年度により整理すること。ただし、これにより難いときは、暦年等により整理することができる。

(未完結文書の整理)

**第三十五条** 未完結文書は、文書等にあつては適当な用具に収納し、電磁的記録にあつては記録媒体に記録し、監査課長が指定する場所において適正に整理し、常にその所在を明らかにしておかなければならない。

(完結文書の保管及び保存)

**第三十六条** 完結文書は、文書等にあつては適当な用具に収納し、電磁的記録にあつては記録媒体に記録し、監査課長が指定する場所において保管しなければならない。

- 2 前項の規定により保管した完結文書のうち、保存年限が一年以上のものは、保管の期間の終了後、監査課長が指定する場所において次に掲げるところにより保存するものとする。
  - 一 文書等は、行政文書ファイル単位で編集し、適当な用具に必要事項を記入した背表紙(様式第五号)又は見出し(様式第六号)を付けて簿冊を作成すること。
  - 二 電磁的記録は、行政文書ファイル単位で編集し、背表紙の記載事項を明示して、適当な記録媒体に記録すること。
  - 三 前二号の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、背表紙の記載事項を明示して他の適当な方法により保存することができる。

(行政文書の整理等の点検)

**第三十七条** 行政文書主任は、行政文書が指定する場所に、別に定める行政文書分類表に基づき適正に整理され、保管され、又は保存されているかを定期的に点検しなければならない。

(行政文書の保存年限等)

**第三十八条** 行政文書の保存年限は、次に掲げる六種類とし、その保存区分基準は、別記のとおりとする。

永年保存

十年保存

五年保存

三年保存

一年保存

一年未満保存

- 2 監査課長は、必要に応じて保存年限の見直しを行い、保存年限を変更するものとする。
- 3 前項の規定により保存年限の変更を行った場合において、既に保存年限を満了したこととなる行政文書については、当該変更を行ったときに保存年限を満了したものとみなす。
- 4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行政文書については、保存年限の満了後においても、当該各号に定める期間が経過する日までの間、保存年限を延長するものとする。
  - 一 現に監査、検査等の対象となっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
  - 二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終了するまでの間
  - 三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する決定の日の翌日から起算して一年間
  - 四 開示請求があつたもの 条例第十一条各項の決定又は名古屋港管理組合個人情報保護条例第十九条各項の決定の日の

翌日から起算して一年間  
(常用台帳の指定等)

**第三十九条** 監査課長は、行政文書ファイルのうち、常時使用する台帳、帳簿等で加除、修正、追記等により適正な状態で維持管理するもの(以下「常用台帳」という。)を指定するものとする。

2 前項の規定により指定された常用台帳の保存年限は、常時使用する必要がなくなった日の属する会計年度の翌年度の四月一日から起算する。  
(行政文書ファイル管理簿等)

**第四十条** 行政文書(保存年限が一年未満のものを除く。)を作成し、又は收受したときは、行政文書ファイル管理簿(様式第七号)に必要事項を入力し、又は記載事項を変更しなければならない。  
ただし、入力又は変更の必要がない場合は、この限りでない。

2 行政文書(保存年限が一年以下のものを除く。)を作成し、又は收受したときは、行政文書ファイル管理簿細目に必要事項を入力しなければならない。

3 行政文書ファイル管理簿及び行政文書ファイル管理簿細目は、電磁的記録をもって調製し、必要に応じ用紙に出力するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、行政文書ファイル管理簿及び行政文書ファイル管理簿細目の調製について必要な事項は、別に定めるものとする。  
(保存文書の管理)

**第四十一条** 監査課長は、第三十六条第二項の規定により保存する定結文書(以下「保存文書」という。)を、当該保存文書の保存年限が満了する日までの間、書庫等の所定の場所において保存しなければならない。

2 監査課長は、毎年一回以上保存文書について虫害等の予防をしなければならない。  
(保存文書の廃棄等)

**第四十二条** 監査課長は、保存文書について保存年限が満了したときは、廃棄文書目録(様式第八号)を作成して廃棄を決定するものとする。

2 監査課長は、保存年限が満了した保存文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、原則一年を単位として当該保存年限を延長するものとする。

3 監査課長は、保存年限が満了する前の保存文書について、廃棄しなければならない特別の理由があると認めるときは、当該特別の理由を記載した廃棄文書目録を作成して廃棄を決定するものとする。  
(廃棄文書の取扱い)

**第四十三条** 監査課長は、廃棄を決定した行政文書については、保存する場所から速やかに撤去し、他に利用されるおそれのないように確実に廃棄しなければならない。

**第八章 雑則**

**第四十四条** この規程に定めるもののほか、行政文書の管理については、管理者の事務部局の例による。

**附 則**

(施行期日)

1 この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の規定は、施行日以後に職員が職務上作成し、又は取得する行政文書から適用し、同日前に職員が職務上作成し、又は取得した文書については、なお従前の例による。

3 この規程施行の際、現に存する行政文書の管理に関する用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、この規程の様式の要件を満たすよう必要な措置をして使用することができる。

**別記 行政文書の保存区分基準**

永年

- 一 通達等の法規又は命令に関する特に重要なもの
- 二 監査委員履歴
- 三 監査結果に関する特に重要なもの
- 四 予算、決算及び収支に関する特に重要なもの
- 五 各種台帳又はこれに類するもので特に重要なもの
- 六 職員の任命、服務及び賞罰に関する特に重要なもの
- 七 その他永年保存を必要とするもの

十年

- 一 許可、認可、申請、協議及び契約に関する重要なもの
- 二 その他十年保存を必要とするもの

五年

- 一 許可、認可、申請、協議及び契約に関する比較的重要なもの
- 二 金銭出納に関するもの
- 三 その他五年保存を必要とするもの

三年

- 一 報告、届出及び調査資料に関するもの
- 二 その他三年保存を必要とするもの

一年

永年、十年、五年及び三年保存以外の行政文書(資料文書のうち随時発生し、短期に廃棄する軽微なものを除く。)

一年未満

資料文書のうち随時発生し、短期に廃棄する軽微なもの

様式第1号 (第7条関係)

番 号	件 名	監査課	施 行 日	摘 要

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第2号 (第7条関係)

番 号	月 日	文 書 概 要		受 印	処 理 経 過							
		件 名	相手方		月日	記事	月日	記事	月日	記事	備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

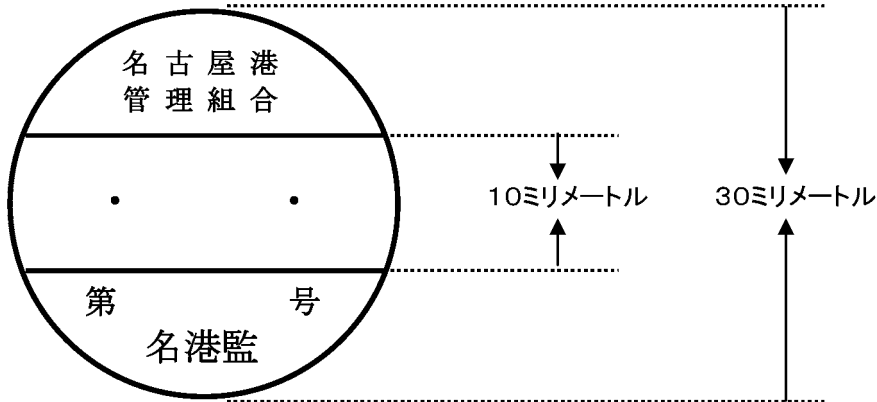


様式第3号 (第13条関係)

月 日	受 信 者	発 信 者	種 類	引 受 局 及 び 番 号 記 号	受 印


備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第4号 (第14条、第24条関係)



## 様式第 5 号 (第36条関係)

年度
保存年限 年
編 冊 期 間
廃棄予定 年 月
監査委員事務局 監査課
分類記号 - -
簿冊番号
種 類

## 備考

- 1 一番上の空欄は、整理番号を記入すること。
- 2 種類欄は、常用台帳、個人情報又は秘密文書に該当する場合に記入すること。

## 様式第6号 (第36条関係)

整理番号					
年 度	年度				
題 名					
保存年限	永	10	5	3	1
編 冊 期 間	～				
廃 棄 予 定	年 月				
監査委員事務局	監査課				
分類記号			簿 冊 番 号		
種 類					

備考 種類欄は、常用台帳、個人情報又は秘密文書に該当する場合に記入すること。





発行所 名古屋市港区港町 1 番11号

**名古屋港管理組合**